

議案第31号

葛飾区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年6月9日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

流水占用料等の額を改めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

葛飾区河川流水占用料等徴収条例（平成12年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「から第25条まで」を「、第24条又は第25条」に改める。

別表1の部工業用等（発電用を除く。）の項中「6,106円」を「6,044円」に改め、同表2の部第1種の項中「2,269円」を「2,323円」に改め、同部第2種の項中「1,080円」を「995円」に改め、同部第3種の項から第5種の項までの規定中「3,242円」を「3,319円」に改め、同部第6種の項中「2,161円」を「1,659円」に改め、同部第7種の項中「5,203円」を「4,979円」に改め、同部第8種の項中「3,242円」を「3,319円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る占用について適用し、同日前の申請に係る占用については、なお従前の例による。